



中部電力パワーグリッド



局地的な大規模需要に対する規律について

中部電力パワーグリッド株式会社

- 近年、データセンター等の大規模需要家の国内立地が進む中、電力系統容量の「空押さえ」を行う事例がみられ、適切な系統整備に支障をきたすことや、電力供給が真に必要な事業者への供給が遅れる懸念を踏まえ、国の審議会(次世代電力系統ワーキンググループ)で、「局地的な大規模需要に対する規律確保」について議論されています。
- 上記の議論を踏まえ、2026年10月より以下の規律を導入することで当社託送供給等約款の変更認可を受けました。なお、当該規律は「特別高圧」かつ「需要側(供給側)」の申込を対象としています。
 1. 申込内容の不備や変更に対する規律 … 3スライド
 2. 工事費負担金入金期限に対する規律 … 4スライド

1.「申込内容の不備や変更に対する規律」

- 供給に関する技術検討を行うためには、お申込みの時点で、検討に必要な情報が確定している必要があります。必要な情報が不足している場合、技術検討を完了できず、供給開始に向けた手続きが停滞するおそれがあります。
- また、電力系統の容量は、原則としてお申込みの受付順に確保します。このため、申込内容の変更を前提としたお申込みにより受付順が確定すると、他の需要者との公平性を確保できない場合があります。
- 以上より、**2026年10月以降は、技術検討に必要な情報が不足している場合、お申込みを受け付けることができません。**また、**お申込みから供給承諾までの間に、技術検討に必要な情報を変更されたい場合は、当初のお申込みを取り消し、改めてお申込みいただきます。**
- そのため、以下に記載する情報が確定した後、お申込みをいただきますようお願いいたします。
- なお、供給対策工事の内容に影響を及ぼさない「軽微な変更」については、これまでどおり変更を受け付けます。

技術検討に必要な情報

○接続供給開始希望日 ○契約電力および算出根拠 ○需要場所住所 ○供給地点 ○受電設備 ○供給電圧
○供給方式 ○予備送電サービスの要否・種類

※その他技術検討や工事実施に必要な情報は当該規律の判定要素ではありませんが、早めのご提出をお願いいたします。

2. 「工事費負担金入金期限に対する規律」

- 契約成立後に需要者の都合により、プロセスが停滞し系統容量が長期間確保されたままの場合、その容量が効率的に運用できず、真に電力が必要な需要者さまへの供給が遅れることが問題視されております。
- 上記の課題を防ぐ観点から、供給承諾日から3か月以内に“工事費負担金”をご入金いただく期限を設定し、期限内に入金されない場合は、対象地点の契約申込を解除することが整理されております。
- 以上より、工事費負担金の入金がなされない場合は契約申込の解除となりますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。
- なお、事前に工事費負担金をご確認されたい場合は「供給側接続事前検討申込」をご活用ください。
※契約申込の工事費負担金が事前検討結果と変更となる可能性がございますので、その点についてはご容赦ください。



中部電力パワーグリッド